

## その提訴は「スラップ訴訟」？ 判断のポイントは

2019/10/27 2:00 | 日本経済新聞 電子版

批判的な言動で名誉を毀損したなどと訴訟を起こされた側が「言論を封じるための不当な提訴だ」と主張した裁判で、「提訴は違法」とする判決が9～10月に2件相次いだ。勝訴の見込みがないのに、相手への威圧などを目的として起こす訴訟は「スラップ訴訟」と呼ばれ、米国では規制する州もある。裁判を受ける権利は憲法で認められ、正当な訴えとの線引きは難しい。判例から判断のポイントを探った。

## 判例からみる 「スラップ訴訟」判断のポイント

- 訴えに事實的・法律的根拠がない
- それを知らながらあえて提訴した



上記の点などを検討

**「裁判制度の趣旨に照らして著しく相当性を  
欠くとき」に限って提訴を違法と認定**



「金銭の支払いを命じられるかもしれない不安や、活動への影響を危惧して精神的苦痛を受けたと容易に推察できる」。千葉地裁松戸支部は9月、「スラップ訴訟を起こされた」とするフリージャーナリストの訴えを認め、ジャーナリストを提訴した地方議員に約78万円の賠償を命じた（議員側は控訴）。

スラップ（SLAPP）は「社会参加を妨害するための戦略的訴訟」という英文の頭文字を合わせた造語で、提訴によって相手に不当な負担をかけ、言論活動などを萎縮させる目的の訴訟を指す。嫌がらせ、恫喝（どうかつ）訴訟とも訳される。米国では1980年代に公

害問題などに絡んで企業を批判した市民が訴えられるケースが多発した。

日本の憲法32条は「裁判を受ける権利」を保障しており、誰でも訴訟を起こせる。ただ9月の千葉地裁松戸支部だけでなく、10月に東京地裁も別事案で、訴訟を起こした行為そのものが違法だとする判断を示した。

10月の判決が違法としたのは、大手化粧品会社会長がブログで自身を批判した弁護士に対し起こした訴訟だ。「請求が認められる見込みがないことを容易に知り得たのに、あえて提訴した」と認定し、会長側に110万円の賠償を命じた。会長側は控訴している。

9月の千葉地裁松戸支部、10月の東京地裁判決が判断に際して採用したのが、最高裁が88年に示した基準だ。

審理の対象は土地の測量トラブルを巡る訴訟で、提訴の違法性が争点だった。最高裁は「紛争解決のために訴えを起こすことは原則として正当な行為」との前提を示した上で、「（相手に）不当な負担を強いるような提訴は違法とされることがあるのもやむを得ない」とした。

違法行為と認定されるのは「提訴が裁判制度の趣旨に照らして著しく相当性を欠くと認められるとき」に限られると指摘。具体的には(1)原告が主張した権利などに事實的、法律的な根拠がない(2)そのことを知りながらあえて提訴した——といった判断材料を例示した。

スラップ訴訟に関する統計はないが、専修大の内藤光博教授（憲法学）は「同種の訴訟は日本でも2000年代初めから目立ち始めた」と指摘する。同教授によると、スラップ訴訟が問題化している米国では、多くの州が法的な規制を導入。原告側が提訴の正当性を立証できなければ、裁判が打ち切られる州もある。

内藤教授は「一般市民が訴えられた場合の心理的な負担は大きい。国民の裁判を受ける権利に最大限配慮しつつ、嫌がらせが目的であるような違法な提訴を慎重に排除していくことが重要だ」と話している。

本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は、日本経済新聞社またはその情報提供者に帰属します。また、本サービスに掲載の記事・写真等の無断複製・転載を禁じます。

**NIKKEI** Nikkei Inc. No reproduction without permission.